

法 学 号 外  
平成 29 年 1 月 5 日

各 私 立 専 修 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学  
入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる  
ものを指定する件について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

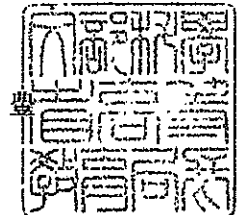
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

28文科高第834号  
平成28年12月15日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
独立行政法人大学入試センター理事長  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長  
常 盤



(印影印刷)

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件について（通知）

このたび、別添のとおり、標記の告示（平成28年文部科学省告示第177号）【別添1】が平成28年12月15日に公布され、公布の日より施行されることとなりました。

今回の指定は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）第3号の規定に基づき、「ミャンマー連邦共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイエーの課程」を指定し、当該課程を修了した者に対し、我が国の大学入学資格を付与するものです。

この告示により指定する外国の学校の課程の名称及び適用開始日並びに留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第1 外国の学校の課程の名称

ミャンマー連邦共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイエーの課程（（相模ル）  
マ連邦社会主義共和国のアテタン・アシン・ピンニャーイエーの課程を含む。



## 第2 適用開始日

昭和48年10月1日

## 第3 留意事項

- 1 「アテッタン・アスイン・ピンチャーイエー」とは、ミャンマー連邦共和国における後期中等段階教育を意味し、本告示においては、同国の後期中等学校の課程を指定する趣旨であること。この時、職業中等学校は含まないこと。
- 2 旧文部省による調査により、昭和48年10月1日以降であれば指定の基準を満たすことが確認されたことから、同日を適用開始日として規定するものであること。このため、適用開始日以降に当該課程を修了した者に対して、我が国の大学入学資格が付与されるものであること。  
同日を適用開始日として規定することに伴い、ミャンマー連邦共和国の旧国名であるビルマ連邦社会主義共和国におけるアテッタン・アスイン・ピンチャーイエーの課程含むことを規定していること。
- 3 ミャンマー連邦共和国以外の外国から申請を受け、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成28年文部科学省告示第75号）に規定する要件を満たすことが確認できた場合には、当該外国の学校の課程を追加して指定することがあり得ること。

## 第4 その他

本告示に係る外国への照会を通じて、ウズベキスタン共和国、トルクメニスタン及びバルバドスについては、学校教育における12年以上の課程を有する場合があることが確認された。このため、これらの国々において12年の課程を修了した者については、本告示による指定を経ずとも、我が国の大学入学資格が付与されること。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-(5253)4111(内線3338)

(別添1)

○文部科学省告示第七十七号

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和五十六年文部省告示第五百五十三号)第三号の規定に基づき、高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件を次のように定める。

平成二十八年十二月十五日

文部科学大臣 松野 博一

高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和五十六年文部省告示第五百五十三号)第三号に規定する高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものとして次の表の上欄に掲げるものを指定し、同表の下欄に掲げる日から適用する。

外国の学校の課程の名称	適用開始日
ミャンマー連邦共和国のアテツタン・アスイン・ピンニャーイエーの	昭和四十八年十月一日

課程（旧ビルマ連邦社会主義共和国のアテツタン・アスイン・ピンニ  
ヤーイエーの課程を含む。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 【別添2】 法令上の根拠規定・指定の手続

### 法令上の根拠規定

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第九十条 大学に入学することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② (略)

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第一百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二 ~ 七 (略)

○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和56年文部省告示第153号)

一・二 (略)

三 外国において、高等学校に対応する学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

四・五 (略)

○高等学校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(平成28年文部科学省告示第75号)

一 当該課程の修了者が当該外国の学校教育における十一年以上の課程を修了したとされるものであること。

二 当該課程の修了者が大学に対応する当該外国の学校に入学することができるものであること。

三 高等学校の教科等に相当する教科等により編成される教育課程を有すると認められるものであること。

### 指定の手続き

①文部科学省より、各国に対し照会



②在京各国大使館を通じて提出された資料の内容確認  
(必要に応じて、各国大使館・在外日本大使館・外務省に対し確認)



③文部科学省において、当該国から申請された課程が指定基準に適合するか審査

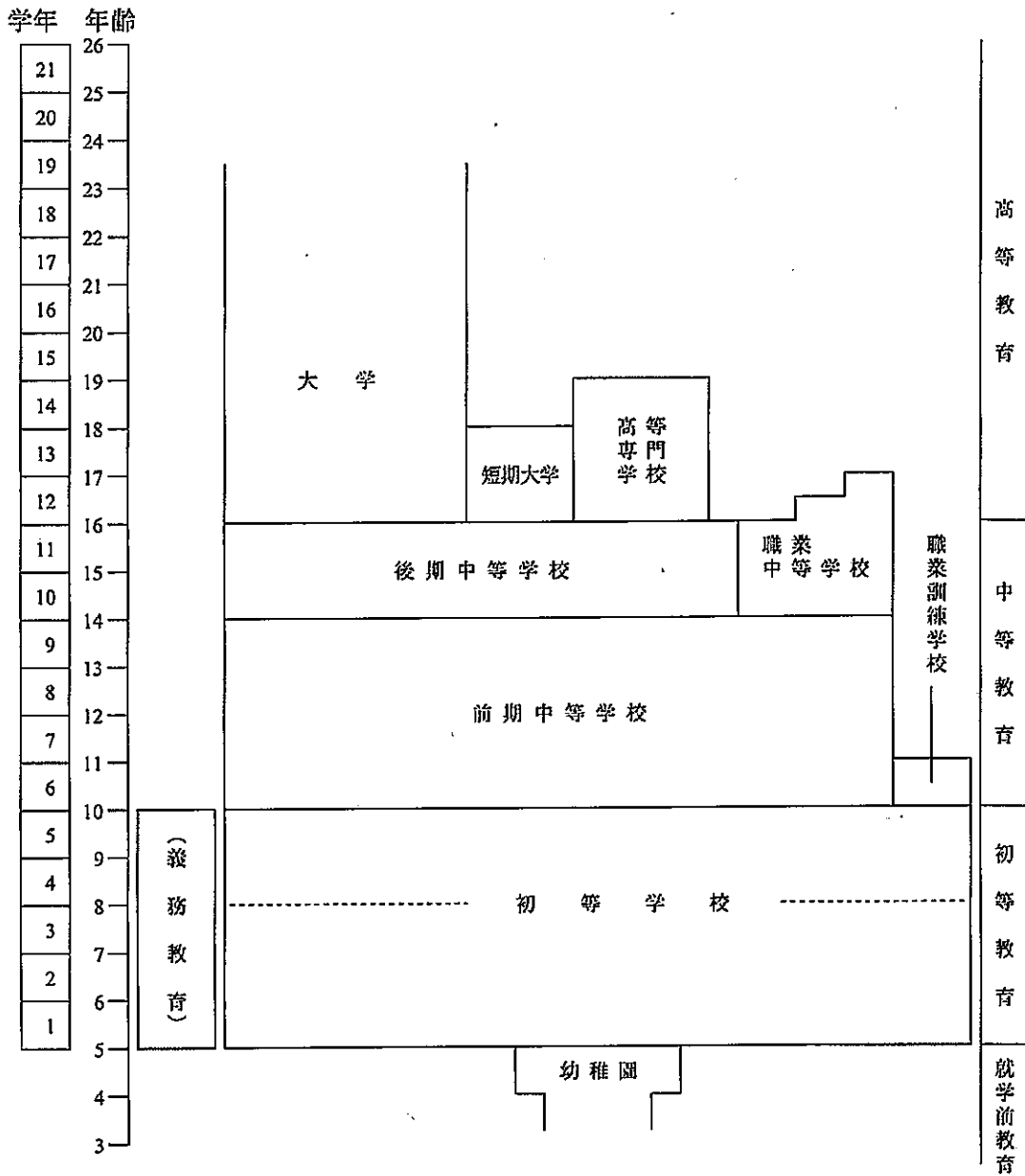


④指定基準に適合すると認められる場合には、文部科学大臣による指定 (告示)



⑤指定された課程を修了した者について、日本国の大学入学資格を付与

【別添3】 ミャンマー連邦共和国の学校系統図



注) 義務教育は制度として導入されていないが、5歳に達したすべての子供は小学校に入学できる権利を与えられており、原則として初等教育の5～10歳児を義務教育とみなしている。